

令和6年度 各種助成金のご案内

島根労働局雇用環境・均等室

☎ 0852-20-7007

●ご留意いただきたいこと

- ・ご紹介する助成金は、要件を満たした日によっては令和5年度以前の要件に該当し、支給額が異なる場合があります。
- ・助成金の内容や要件、支給額については変更する場合があります。
- ・支給要件、申請期間などを必ず確認のうえ申請してください。
- ・国の予算額に制約されるため、申請期間内であっても受付を締め切る場合があります。

仕事と育児・介護・不妊治療の両立支援、女性の活躍推進に取り組む事業主の皆さまへ

1 両立支援等助成金

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

①	第1種	1人目：20万円 2人目・3人目：10万円 ※雇用環境整備措置を4つ以上実施の場合30万円
②	第2種	60万円：1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合 40万円：2事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合 20万円：3事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合 ※プラチナくるみん認定事業主は15万円加算

介護離職防止支援コース

A 介護休業	休業取得時	30万円	※A、Bいずれも1事業主 当たり1年度 に5人まで
	職場復帰時	30万円	
	業務代替 支援加算	新規雇用：20万円 手当支給等：5万円	
B 介護両立支援制度 個別周知・環境整備加算 (A又はBに加算)		30万円 15万円	

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合、または仕事と介護の両立支援制度の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

不妊治療両立支援コース

A 環境整備、休暇の取得等	30万円	※1事業主 当たり1回 限り
B Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得	30万円	

不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度について、利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者に休暇制度や両立支援制度を利用させた中小企業事業主に支給します。

育休休業等支援コース

A 休業取得時	30万円	※A・Bとも1事業主2人まで (無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人)	「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得した場合に 中小企業事業主 に支給します。
B 職場復帰時	30万円		

育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した**中小企業事業主**に支給します。

① 手当支給等 (育児休業)	A Bの合計額 (最大125万円)	A. 業務体制整備経費：5万円（育児1か月未満：2万円） B. 手当支給総額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで
② 手当支給等 (短時間勤務)	A Bの合計額 (最大110万円)	A. 業務体制整備経費：2万円 B. 手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
③ 新規雇用 (育児休業)		代替期間に応じた額を支給(※1) 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円
有期雇用労働者加算		10万円加算

柔軟な働き方選択制度等支援コース

制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円	育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した 中小企業事業主 に支給します。
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円	

賃金の引上げと生産性向上に取り組む事業主の皆さまへ

2 業務改善助成金

申請期限：令和6年12月27日

中小企業事業主が事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資（機械設備の導入等）等を行う場合、設備投資等にかかる費用の一部を助成します。

助成対象事業場：事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

〈 〉内は生産性要件を満たした事業場の助成率

コース区分	引上げ額	助成率	引上げ労働者数	上限額※
30円コース	30円以上	【事業所内最低賃金900円未満】 9/10	1人以上～	30万円～130万円
45円コース	45円以上	【同900円以上～950円未満】 4/5 〈9/10〉		45万円～180万円
60円コース	60円以上	【同950円以上】 3/4 〈4/5〉		60万円～300万円
90円コース	90円以上			90万円～600万円

※助成上限額は引上げ労働者の人数、事業場規模30人未満又はそれ以外の人数などによって変動します。

3 働き方改革推進支援助成金

働き方改革の推進のため、労働時間の縮減や勤務間インターバルの導入などに取り組む中小企業事業主や、傘下企業を支援する事業主団体に、働き方改革に向けた取組にかかった経費の一部を助成します。

※支給対象となる取組には定めがあります。詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

※成果目標の達成状況により、助成上限額が変動します。

業種別課題対応コース（建設業、運送業、病院等）

申請期限：令和6年11月29日

令和6年4月1日より、建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師に時間外労働の上限規制が適用されます。労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入など環境整備に取り組む場合に助成します。

助成率	3/4~4/5	上限額	25万円~520万円
-----	---------	-----	------------

※業種によっては上限額が異なります。また、賃金上げを行う場合、賃金加算があります。

労働時間短縮・年休促進支援コース

申請期限：令和6年11月29日

36協定の時間外労働時間数を縮減させる場合や、特別休暇制度・時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入する場合に助成します。

助成率	3/4~4/5	上限額	25万円~250万円
-----	---------	-----	------------

勤務間インターバル導入コース

申請期限：令和6年11月29日

勤務間インターバル制度を新規に導入、または拡充する場合に助成します。

助成率	3/4~4/5	上限額	50万円~120万円
-----	---------	-----	------------

団体推進コース

申請期限：令和6年11月29日

事業主団体などがその参加の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働条件の改善のために、時間外労働の削減などに向けた取組を実施した場合に助成します。

助成上限額	500万円~1,000万円
-------	---------------

テレワークの導入をお考えの事業主の皆さまへ

4 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に、テレワークの導入に関する経費（テレワーク用通信機器等の導入・運用、労務管理担当者に対する研修等）の一部を助成します。

※【】内は賃金要件を満たした場合に適用

	① 機器等導入助成	② 目標達成女性
支給額	支給対象経費の50% 上限額：100万円 又は 20万円×対象労働者数 のいずれか低い金額	支給対象経費の15%【25%】 上限額：100万円 又は 20万円×対象労働者数 のいずれか低い金額
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 新たにテレワークに関する制度を規定した就業規則を整備すること テレワーク実施計画認定日以降、助成対象となる取組を1つ以上行うこと テレワーク実績が一定の条件を満たすこと 	<ul style="list-style-type: none"> 所定の離職率目標を達成すること 所定のテレワーク実績があること

🏠 非正規雇用労働者の処遇改善をお考えの事業主の皆さまへ

5 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を支援します。

正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に支給します。

支給額※1

- ① 有期→正規：1人当たり80万円（60万円）※2
- ② 無期→正規：1人当たり40万円（30万円）※2

※1 6か月ごとに2回支給した場合の合計額

※2 ()は大企業の場合

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等した場合には正規雇用労働者へ転換等したものとみなします。

社会保険適用時処遇改善コース

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った場合に支給します。

支給額※1

- ① 手当等支給メニュー：1人当たり50万円（37万5,000円）※2
- ② 併用メニュー：1人当たり50万円（37万5,000円）※2
- ③ 労働時間延長メニュー：1人当たり30万円（22万5,000円）※2

※1 各メニューの上限額

※2 ()は大企業の場合

★ キャリアアップ助成金には賃金改定に関するものなど他にもコースがございますので、ぜひ厚生労働省HPをご覧ください。

★各助成金には詳細な要件が定められております。ぜひお問い合わせください。

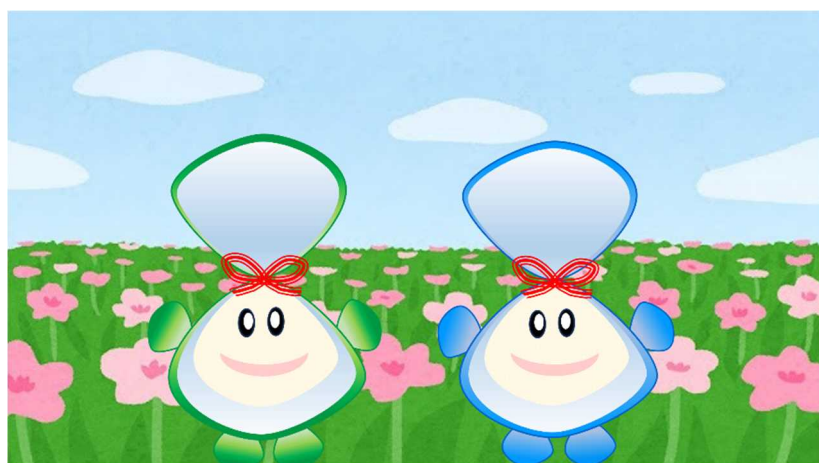
助成金の詳細・お問い合わせ先

<1～4について>

島根労働局雇用環境・均等室 ☎0852-20-7007

<5について>

島根労働局職業安定部助成金相談センター ☎0852-20-7029



島根労働局HP

助成金動画



厚生労働省HP



R6.5.30 作成